

ご記入いただく前に必ずお読みください。

〔報告対象施設の種別〕

報告対象施設とは

下表の種別で、入院・入所又は母体を代行保証しているショートステイ（母体のベッド数に含みます）で3食提供し、かつ全員が喫食している施設をいいます。

その御社の合計ベッド数により翌年度の会費ランクを決定します。

種別一覧

コード	法律	業務代行保証対象種別
01	〔医療法第1条の5〕	病院
02	〔医療法第1条の5、2条〕	診療所及び助産所
03	1 〔介護保険法第8条第28項〕	介護老人保健施設
	2 〔介護保険法第8条第29項〕	介護医療院
04	1 〔介護保険法第86条〕	指定介護老人福祉施設（指定特別養護老人ホーム）
	2 〔介護保険法第107条〕	指定介護療養型医療施設
	3 〔老人福祉法第20条の5〕	特別養護老人ホーム
05	〔老人福祉法第20条の4〕	養護老人ホーム
06	〔老人福祉法第20条の6〕	軽費老人ホーム
07	〔老人福祉法第29条〕	有料老人ホーム
08	1 〔児童福祉法第37条〕	乳児院
	2 〔児童福祉法第41条〕	児童養護施設
	3 〔児童福祉法第42条〕	障害児入所施設
09	〔身体障害者福祉法第31条〕	身体障害者福祉センター
10	〔障害者自立支援法第38条〕	指定障害者支援施設
11	1 〔生活保護法第38条の2〕	救護施設
	2 〔生活保護法第38条の3〕	更生施設
	3 〔生活保護法第38条の4〕	医療保護施設
12	〔高齢者の居住の安定確保に関する法律〕	サービス付き高齢者向け住宅
13	〔高齢者生活福祉センター運営事業実施要綱〕	生活支援ハウス

以下に該当する施設は対象外です。

- | | | |
|---------------|-------------------|----------------|
| 1. 職員食 | 2. 献立作成業務のみ | 3. 食材購入のみ |
| 4. 下処理・盛り付けのみ | 5. 炊飯・調乳のみ | 6. 配膳業務・下膳業務のみ |
| 7. 食器洗浄業務のみ | 8. 母体のないショートステイ単体 | 9. ディサービス |
| 10. 通所者のみの施設 | 11. 院外調理 | |